

**～事業者のみなさまへ～**

〇 近年、女子高校生等による接客サービスを売り物とする営業形態（いわゆる「JKビジネス」）を介して、

　 18歳未満の青少年が性被害等に遭う事例が確認されています。

〇 このため**、大阪府青少年健全育成条例**を一部改正し、青少年に悪影響を及ぼすおそれのある営業を

　「大阪府青少年健全育成条例第3条7号に定める役務営業（以下、3条7号規定役務営業という）」として、

必要な規制を盛り込みました。**（平成30年７月１日施行）**

**3条7号規定役務営業**

**「3条7号規定役務営業」には、「大阪府青少年健全育成条例第3条第8号に定める店舗型役務営業※1」と「大阪府青少年健全育成条例第3条第9号に定める無店舗型役務営業※2」があります。**

**※1　以下、3条8号規定店舗型役務営業という。**

**※2　以下、3条9号規定無店舗型役務営業という。**

**「3条第8号規定店舗型役務営業」**

客の性的好奇心をそそるおそれがあって、次のいずれかに掲げる営業

イ　店舗において専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業（いわゆるリフレ）

ロ　店舗において専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業（いわゆる撮影・見学・作業所）

ハ　店舗において専ら異性の客に、営業に従事する者との会話の機会を提供し、又は営業に従事する者と

　　遊興をさせる営業（いわゆるコミュニケーション）

ニ　店舗を設け、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる営業（いわゆる散歩）

ホ　喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業のうち、客に接する業務に従事する者に、水着、

　　下着その他肌の露出部分が著しく大きい服装をさせ、又は着衣内の下着を客が見ることができるような姿態を

　　させるもの（いわゆる喫茶、ガールズ居酒屋、ガールズバー）

※風営適正化法に基づき、許可・届出をしている営業を含みます。

**禁止行為**

＜3条7号規定役務営業を営む者の禁止行為＞

①青少年を「3条7号規定役務営業」において客に接する業務に従事させること（第26条第1項第1号）

②青少年を営業所に客として立ち入らせること（第26条第1項第2号）

＜何人に対しても禁止する行為＞

③勧誘行為等（第27条）

◆青少年に対して・・・　 ●接客業務に従事するよう勧誘すること

 　　　 ●客となるよう勧誘すること

　　 　　　 ●広告文書等を配布すること

 　 ◆青少年に・・・・・・ ●接客業務に従事するよう勧誘させること

　　　　　　　　　　　　 ●客となるよう勧誘させること

●広告文書等を配布すること

　　　　　　　　　　　　 ●広告文書等を配布させること

①～③の違反行為に対する６月以下の**営業停止命令**及び店舗名等の公表（第29条）

**営業者の義務**

④広告宣伝の際に青少年の立入禁止の明示を義務付け（第26条第3項）

⑤営業所入口に青少年の立入禁止の掲示を義務付け（第26条第4項）

⑥従業者名簿の備付け・保存を義務付け（第28条第1項、第2項）

**【罰則】知事の命令に対する違反：１年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

**①②に対する違反：６月以下の懲役又は50万円以下の罰金**

**③に対する違反：30万円以下の罰金**

**⑥に対する違反：10万円以下の罰金**

大阪府青少年健全育成条例

**「3条9号規定無店舗型役務営業」**

　客の性的好奇心をそそるおそれがあって、①～③のいずれかの場所が府内にあるもので、イ～ニのいずれかに該当する営業

①事務所、受付所、②当該営業又は受付を行うための通信端末機器の存する場所、

③客の依頼に応じて派遣される当該営業に従事する者と当該客とが接する場所

イ　専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて

　　派遣することにより営むもの

ロ　専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣する

　　ことにより営むもの

ハ　専ら異性の客に、営業に従事する者との会話の機会を提供し、又は営業に従事する者と遊興をさせる営業で、

　　当該会話し、又は遊興する者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ニ　営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる営業で、当該同伴をさせる者を、その客の依頼を受けて派遣

　　することにより営むもの

※風営適正化法に基づき、許可・届出をしている営業を含みます。

**禁止行為**

＜3条7号規定役務営業を営む者の禁止行為＞

①青少年を「3条7号規定役務営業」において客に接する業務に従事させること（第26条第2項第1号）

②青少年を客とすること　（第26条第2項第2号）

＜何人に対しても禁止する行為＞

③勧誘行為等（第27条）

◆青少年に対して・・・ 　 ●3条7号規定役務営業の接客業務に従事するよう勧誘すること

 　　 　●3条7号規定役務営業の客となるよう勧誘すること

　　 　●3条7号規定役務営業の広告文書等を配布すること

 ◆青少年に・・・・・・　 ●3条7号規定役務営業の接客業務に従事するよう勧誘させること

　　　　　　　　　　　　 ●3条7号規定役務営業の客となるよう勧誘させること

　　　　　　　　　　　　　 ●3条7号規定役務営業の広告文書等を配布させること

①～③の違反行為に対する６月以下の**営業停止命令**及び店舗名等の公表（第29条）

**営業者の義務**

④広告宣伝の際に青少年が客となることを禁止する旨を明示することを義務付け（第26条第3項）

⑤従業者名簿の備付け・保存を義務付け（第28条第1項、第2項）

**【罰則】知事の命令に対する違反：１年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

**①に対する違反：６月以下の懲役又は50万円以下の罰金**

**③に対する違反：30万円以下の罰金**

**⑤に対する違反：10万円以下の罰金**

**営業者の義務**

○**その他**●立入調査

大阪府職員及び大阪府警察職員は、3条7号規定役務営業を営む者等に対する立入調査を行うことができます。（第50条）

●年齢知情

　　　　　　　　青少年の年齢を知らないことを理由に処罰を免れることができません。（第59条）

●両罰規定

　　　　　　　　違反行為者とともにその法人・雇主に対しても同様の罰金刑を適用します。（第60条）

大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課　TEL ０６－６９４４－９１４７